

対象住宅	補助額
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100万円／戸
②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)	80万円／戸
③一定の省エネ性能を有する住宅 (断熱等級4 かつ 一次エネ等級4を満たす住宅)	60万円／戸

新築

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書等

対象住宅のタイプ	性能基準	確認書類	発行機関等※1
注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入	断熱等性能等級4※2かつ 一次エネルギー消費量等級4	こどもみらい住宅支援事業補助金対象住宅証明書★	登録住宅性能評価機関
		省エネ基準への適合性に関する説明書(建築物エネルギー消費性能基準への適合性について「適合」が表記されたもの)※3	建築士
		設計住宅性能評価書	登録住宅性能評価機関
		建設住宅性能評価書	登録住宅性能評価機関
		BELS 評価書(一次エネルギー消費量基準・外皮基準ともに「適合」と表示されたもの)	BELS 登録機関
		フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面)※4(令和3年1月以降に設計検査の申請をし、金利Bプランの省エネ性に適合しているもの)	適合証明機関
	認定長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書	所管行政庁
	認定低炭素住宅	低炭素建築物新築等計画認定通知書	所管行政庁
	性能向上計画認定住宅	性能向上計画認定通知書	所管行政庁
	ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready 又は ZEH Oriented	BELS 評価書(ZEH マーク又は ZEH-M マークが表記されたもの)	BELS 登録機関
	設計住宅性能評価書(断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの)※5	登録住宅性能評価機関	
	建設住宅性能評価書(断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの)※5	登録住宅性能評価機関	

※1 手数料は、機関により異なりますので各機関にお問い合わせください。

※2 建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合を本事業の要件とするため、品確法で定める断熱等性能等級4の基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象となります。

※3 建築物省エネ法で、建築士が300㎡未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について、同法第27条第1項で、交付して説明することが建築士に義務付けられている書面。

※4 交付申請の際は、フラット35Sの「設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面)」の添付でもよいものとします。

※5 令和4年4月1日以降に取得可能となるものです。

★ 本事業実施のために新たに定められるものです。詳細は今後公表します。